

学徒出陣・学徒勤労動員をめぐるいくつかの論点

山 辺 昌 彦

はじめに

一九九三年は学徒出陣五〇周年の年であった。立命館大学国際平和ミュージアムでは、一九九三年一月二六日から一月一六日にかけて、特別展「戦争、大学そして学生―学徒出陣五〇年・わだつみ像建立四〇周年―」を開催した。この特別展を担当し、調査・研究した成果の内、展示の中では十分発表できなかったことを、論文の形で執筆したい。国際平和ミュージアムで研究紀要を刊行しているならば、本来はそこで発表すべきであるが、この百年史の研究紀要の紙上で発表させていただくこととしたい。特別展準備において百年史編纂室のご好意により、その調査結果や所蔵資料を利用させていただいたが、この論文が百年史の研究の進展に役立てば幸いである。

学徒出陣や学徒動員については、百年史編纂室ではアンケート調査を行っており、また見つかった出陣者の名簿も整理・分析中であり、これらの全面的なまとめをまって、全体的に論ずべきである。したがってここでは、展示の説明で書いた学徒出陣や学徒動員の概観を踏まえて、とりあえず考えるべきいくつかの論点

について中間的な考察を加えることとしたい。具体的には以下の六つの論点、学徒動員という言葉について、学徒出陣を実施した理由について、学徒出陣者の仮卒業・本卒業の取扱いについて、学徒出陣後の大学再編について、朝鮮人や台湾出身の学徒出陣について、学徒勤労働員における待遇改善要求や待遇劣悪による学生の引き上げについて、を取り上げたい。

一 学徒動員という言葉について

動員という言葉は、本来の軍隊用語では、軍隊を戦時体制に移すことの意味であるが、広く戦争遂行のために、集中し、活動させることの意味に使われている。例えば学徒出陣を決定した一九四三年九月二一日の閣議決定「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱^①」の中の「国内態勢強化方策」では、国民動員の徹底をはかるという項目の中で、「一般徴集猶予ヲ停止シ理工科系統ノ学生ニ対シ、入営延期ノ制ヲ設」けることがうたわれている。またこれを説明した『週報』三六八号^②でも「征く学徒、残る学徒悉く国家の動員令下にあ」るとも書かれている。

しかし当時学徒動員といわれる場合、多くは学生や生徒を軍事生産や防空活動などに動員することを意味していた。このことは、一九四三年六月二五日閣議決定の「学徒戦時動員体制確立要綱^③」において、有事即応態制の確立と勤労働員の強化がうたわれおり、有事即応態制の確立では将来の軍務に備え国防能力の増強をはかることと国土防衛への協力がいわれており、具体的には学校報国団の隊組織の強化や体育訓練・戦技訓練・防空訓練などの強化がいわれていたこと、また一九四四年三月七日閣議決定の「決戦非常措置要綱ニ

基ク学徒動員実施要綱⁽⁴⁾でも「学徒ノ動員ハ……勤勞其ノ他非常任務ニ出動」させることをうたっていることから明白である。また、よく「学徒動員令」により、学徒出陣したといわれるが、これは誤りである。というのは、学徒出陣を決定したのは勅令「在学徴集延期臨時特例⁽⁵⁾」であり、これは「学徒動員令」ということはできないからである。

二 学徒出陣を実施した理由について

『週報』三六五号⁽⁶⁾所収の陸軍省の「学徒の徴集問答」において学徒の徴集延期の恩典が撤廃された理由について「皇軍の幹部要員、つまり陸海軍、特に航空の幹部要員を充足する必要があること、併せて、学徒諸君の尽忠報国の熱誠に応へて、最も素質の優秀な、且つ素養の高い学徒諸君を今日の決戦に直ちに役立たせるやうに」することがあげられている。つまり、軍事教練を積んで来て即戦力に使える学生を、消耗し不足している第一線や航空戦の指導者として使うことがあげられている。また文科系のみを徴集し、医系や理工系の学生を入営延期にした理由については、「軍としては、或ひは軍医も必要であれば、また技術関係の者も必要なのです。ところが、現在修学中の学徒諸君の技能は、明日から直ぐに軍医にするとか、軍の期待するところの技術将校とするためには、なほしばらく修学を継続させる必要のあるものがあるので」と書いている。このように軍が当面の軍事上の必要のみで、学生を使おうとしていることを公言しており、それがまかりとおり、教育がまったく、軍の思うがままにねじまげられていることがよくわかる。

三 学徒出陣者の仮卒業・本卒業の取扱いについて、

文部次官は一九四三年一〇月一九日付け各大学高等専門学校長宛、発專二四一号通牒⁽⁷⁾において、入営または入団する学生生徒について、つぎのような措置をとることを指示している。そこでは、服役期間中は休学の取扱をし、その学年修了、卒業、復学などについては、大学、大学予科、高等学校、専門学校の学生生徒で明年九月卒業の見込があると認められる者については本年十一月に仮卒業証書または仮修了証書などを授与し、明年九月に卒業または修了させること、前号以外の学生生徒に対しては大学学生は学籍は現在のままとし除隊帰還後の復学に付いてはその時期にかかわらず原学年に復し修学させ、大学予科、高等学校、専門学校生徒は本年十一月当該学年修了の取扱をし除隊帰還後の復学については上級学年で修学させることなどがうたわれていた。なお同日付けで永井浩専門教育局長は「本年十一月仮卒業証書又は仮修了証書を授与し明年九月卒業又は修了せしむることに付学生生徒中には右措置を希望せざる者有之場合に於ては是等学生生徒に対しては学籍を継続せしむる様便宜御取扱差支無之⁽⁸⁾」との指示をしている。

以上のような規定になっていた。立命館の場合も予科の最高学年については、田尻博一氏のように仮修了証書を授与している。大学専門学部の場合は福居猛氏などのように仮卒業証書を授与し、一九四四年九月に卒業証書⁽¹⁰⁾を発行している。そして本人は軍隊にいたので、親のもとに卒業証書が送られている。

なお大阪商科大学の場合は最高学年の学徒出陣者に仮合格証書⁽¹¹⁾を授与しているが、この合格は学士試験に合格したことの意味である。また大阪商科大学は、仮合格証書を有する者が戦死した場合は直ちに卒業の扱いにするとの規定⁽¹²⁾があった。これと同様の規定が立命館にあったかどうかは不明であるが、そのような

取扱いをされた例は無いようである。

最学年でなかったものは、戦後除隊後に復学しているが、立命館大学の場合、二年生で出陣し休学したもので、復学してすぐ、卒業論文を提出しただけで、一九四五年九月付けで卒業している者もいる。このように、最学年の者が勉学の機会を奪われたということだけでなく、他学年にもほとんど学問に接する機会をもてなかったまま卒業した者もいたわけである。

また、発専二四一号通牒において、入営または入団の学生生徒については学籍簿の外、別に学部、学科、学年別に入営期日、入営部隊名などを記載した徴集者名簿を作製しておくことを指示している。今回発見された立命館大学の名簿の内「兵役休学者イロハ名簿⁽¹³⁾」が記載内容からいって、この徴集者名簿にあたる。同様な名簿は他大学でも作成され、明治大学では「陸海軍部隊入隊入団記録⁽¹⁴⁾」を、専修大学は「入営部隊名々簿⁽¹⁵⁾」を作成しており、現在も保存されていることがわかっている。

四 学徒出陣後の大学再編について

まず一九四三年九月二一日の閣議決定「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱」において、理工科系統の学校の整備拡充、法文科系統の大学・専門学校の統合理整を行うことが決定されていた。ついで一〇月一二日の閣議決定「教育ニ関スル戦時非常措置方策⁽¹⁶⁾」に、大学および専門学校について、理科系大学および専門学校の整備拡充、文科系大学および専門学校の移転整理、私立の文科系大学および専門学校の整備改善と大学の専門学校への転換、専門学校の入学定員を二分の一にするように統合理整することなどが決定された。さらに

この具体化策として、「教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ基ク学校整備要領」⁽¹⁷⁾が文部省から一〇月に公表された。そこでは私立大学について、理科系大学および専門部の整備拡充、文科系大学および専門部の刷新整備、文科系大学の統合、文科系大学学部および予科の入学定員を三分の一に、文科系専門部の入学定員を二分の一に、文科系大学および専門部の理科系専門学校への転換などがうたわれた。

さらにその後勤労働員の強化や徴兵年令の引き下げなどにより、学生数が減っていくが、それにともない学校の校舎が軍などの施設に取り上げられることもおきている。これらの措置が私立大学などで、どう実施されていたかを見ていきたい。

専門学校の場合では、明治学院・青山学院・関東学院が明治学院に統合されている。⁽¹⁸⁾かわりに、青山学院・関東学院は工業専門学校を設置している。しかし私立大学の合併は実施されていない。

理工系拡充では、例えば同志社、立教学院、法政大学、中央大学、関西大学、明治大学が、工業専門学校などを設立している。⁽¹⁹⁾関西学院は専門部を関西学院専門学校と改称し、その中に理工科を新たに⁽²⁰⁾つくる。

立命館の場合は、大学専門学部を廃止し、立命館専門学校を設置した。しかし『立命館創立五十年史』⁽²¹⁾には「十一月十五日、本財団は緊急理事会を開いて種々協議の結果、『立命館専門学校』を設立することに決したのである。ただちに設立の認可を申請し、翌十九年三月十日付をもって認可を得た。もちろん専門学校設立というのは形式の上だけで、大学部と専門学部がそのまま移行するのである……：大学部はただちに廃止するのではなく……十九年四月から開校されることになった。『立命館大学』という門標はついにおろさ

れてしまった。」と書かれている。これに従って、『早稲田大学百年史』²²は「十八年十一月十五日の理事会で、大学を廃止して、『立命館専門学校』を設立することに決定し、直ちにその設立認可の申請を行い、翌十九年三月十日付を以て認可され、四月より専門学校として開校している」と書いている。『像とともに未来を守れ』²³も「戦争協力のあげくのはては大学の閉鎖だったのです。」などと、同じ趣旨のことを書いている。しかし大学を廃止したことは誤りで、大学専門学部のみ廃止、改組による立命館専門学校の設立である。このことは一九四四年一月二二日の申請内容²⁴が、「立命館大学専門学部学則並名称変更ノ件認可」を求めるものであったこと、また一九四四年五月三一日に認可を得た「財団法人立命館寄付行為」²⁵にも本財団の設置経営する学校に、大学令による立命館大学と専門学校令による立命館専門学校があげられていることからあきらかである。一九四三年一〇月二二日付けの文部省専門教育局長の「教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ関スル件」の照会に対する一九四三年一月一五日付け開申に「法文学部ノ存置ハ固ヨリ学園既定ノ方針ニシテ……将来ニ存続して其發展ヲ期スルコトハ勿論ナルモ今回指示セラレタル戦時非常措置方策ニ準拠シコノ際其授業を廃罷スルモノトス」とある。また『京都新聞』一九四四年四月二八日付け記事には「専門学校に転換した大学に『立命館大学』がある」と書かれている。この記事は専門学部の専門学校への転換が大学自体の専門学校への転換と見られたことを示しているといえよう。また大学の門標を一時下ろしたことも事実である²⁶。このように大学の廃止に近い事態になったことはあったにしても、法的に大学が廃止になったということは誤りである。

校舎の供出では、大阪商科大学の杉本町学舎が、海軍に引き渡され、大阪海兵団が設立されたことがよく

知られているが、私立大学でも、関西大学千里山学舎が軍の施設となることなどがおきている。⁽³⁰⁾ 立命館大学の場合はそのようなことは無かったようである。

五 朝鮮人や台湾出身の学徒出陣について

朝鮮人や台湾出身の学徒については、まだ徴兵制が施行されていなかったため、特別志願の制度が作られた。⁽³¹⁾ 特別志願の資格は徴兵適齢を過ぎている者または適齢者で文科系学生であるもので、願書提出期限は一月二〇日、徴兵検査は一月一日から二〇日までに施行し、入営予定日は一九四四年一月二〇日であった。⁽³²⁾

志願するように執ような働きかけがなされた。

京都では志願締切直前に朝鮮奨学会の学徒激励隊が来て、一月一日に「半島同胞出陣の夕」が京都帝国大学の楽友会館で開かれ、京都帝国大学・立命館・同志社に在学の朝鮮人学徒一〇〇余名が参加し、朝鮮奨学会理事長の川岸文三郎中将や香山光郎理事が演説をし、決議もした。その結果京都帝国大学学生一五名をはじめ多数の学生がその場で志願した。さらに一二日には朝鮮奨学会総裁の南次郎大将と理事長川岸文三郎中将らと京都の大学・高等専門学校の責任者との懇談会がミヤコホテルで開かれ、一人残らず志願するよう朝鮮奨学会から協力要請があり、京都帝国大学羽田総長が出席者を代表して協力を誓った。台湾学徒に対しても、京都では総督府の意向を体して関西同胞協会が志願するよう積極的に働きかけていた。

東京では一月一四日に明治大学講堂で、朝鮮学徒有志による志願兵総決起大会が開かれた。⁽³³⁾ 二一日には

同じく明治大学講堂で「半島学徒激励講演会」がもたれ、川岸文三郎や香山光郎が激励している。⁽³⁵⁾ 三〇日には、日比谷公会堂で文部省・朝鮮奨学会・台湾教育会の共催により「朝鮮台湾出身陸軍特別志願学徒壮行会」が開かれ、終了後宮城前に行進し奉拝した。⁽³⁶⁾ 大阪でも二月一八日に在阪朝鮮台湾学徒志願兵壮行会が開かれた。⁽³⁷⁾

早稲田大学の場合でも、ヒューマニズムの主張から戦争を肯定できないで、文学を一生の仕事にしたい朝鮮人学生が、志願しないと憲兵が脅迫に来て両親の身辺が危険だといっているので、志願せざるを得なくなった例⁽³⁸⁾が知られている。このような働きかけにより、早稲田大学では二〇〇人を越す学生が志願した。入営日直前⁽³⁹⁾の一九四四年一月一七日に大隈講堂で、学徒壮行会が開かれた。

志願状況がわかっているものには、つぎのような例がある。

専修大学の場合⁽⁴⁰⁾、二月二四日の文部省への報告によると、学部では朝鮮出身者一二七名中三六名が志願し、台湾出身者七名中一名が志願している。予科では朝鮮出身者六名中三名が志願している。台湾出身者は在学していない。専門部では朝鮮出身者四三名中一六名が志願し、台湾出身者七名中三名が志願している。

明治学院では、⁽⁴¹⁾ 一一月三〇日の学事報告によると、三二名の朝鮮台湾出身者が志願した。

同志社大学の場合は、⁽⁴²⁾ 一九四三年一二月の学部調書によると、学部では朝鮮出身者三三名中一八名が志願し、台湾出身者六名全員が志願している。予科では朝鮮出身者一〇名中二名が志願している。台湾出身者は在学していない。

朝鮮にあった京城帝国大学や八つの専門学校では、朝鮮人学徒の適格者約千人のうち九割以上が志願した

といわれる。⁽⁴³⁾台湾出身者で内地の学校に在学する学徒も、適格者のうち九割が志願したという。⁽⁴⁴⁾

朝鮮当局は、志願しない者に対して休学の措置をとり、徴用すると発表した。⁽⁴⁵⁾

志願しない学生を休学させる指示が文部省から大学に対してなされた。一九四三年二月三日付け大学学長あて文部省専門教育局長の「朝鮮人、台湾人特別志願兵制度ニヨリ志願セザリシ学生生徒ノ取扱ニ関スル件」発専二七九号通牒⁽⁴⁶⁾がそれである。そこでは、陸軍特別志願に志願しない学徒に対し本人が自発的に休学または退学する様態憑すること、自発的に休学または退学を願出でない者がもし万一ある場合は、学校当局が学則の如何に拘らず積極的に休学を命ずることなどがうたわれていた。

さらに文部省専門教育局長は二月二十八日に、特別志願して合格した学生生徒が一月二〇日ごろに入営するので、志願しない者を処分することを求める指示を重ねてした。⁽⁴⁷⁾

立命館の場合は、この通達よりもっときびしい措置を取り、一九四三年二月七日付けで、志願しない学生三人を総長の命令で除名している。⁽⁴⁸⁾また、朝鮮人学友会会長が、志願に応じなかったため、立命館大学を除名退学になっただけでなく、憲兵に踏み込まれて、家宅捜査をうけ、大阪憲兵隊本部に連行され、敗戦後の一九四五年一〇月八日まで、堺刑務所に入れられた。⁽⁴⁹⁾関西大学の学生にも志願しない学生に対して弾圧があったことが明らかになっている。⁽⁵⁰⁾

このように、志願とはいえ、ほとんど徴兵による学徒出陣と変わらないような強制であったといえよう。それにもかかわらず、退学させられても、弾圧されても志願しない学生がいたことに注目する必要がある。

六 学徒勤労働員における待遇改善要求や待遇劣悪による学生の引き上げについて

学徒勤労働員は労働条件の悪い中で、強制的に働かされたわけであるが、戦時下で運動が抑圧されていただけにその改善を求めることは困難であった。しかしその中でも待遇改善を要望したり、耐えられなくなつて、ストライキに近いことをしたり、引き上げてしまうことなどが起きている。そのわかつた事例をここでは紹介しておこう。

京都府立女子専門学校の生徒が、三菱京都発動機製作所に勤労働員にっていたが、勤労の実情に不安を持ち、保護者会の理事が、監督官庁よりの啓蒙を期待して陳情書⁽⁵⁾を一九四五年二月一四日に提出した。そこではまず第一に防空設備のみるべきものがないので、防空設備の完備を求めた。第二は、女子学徒としての保健と食糧に關してである。深夜業の実施を製作所より要請されているが、男性と異なる体質と重大使命を負担する女性、ことに年令上身体的に危険が多い時期の女性として暖房装置が不完全な作業場で、しかも京都特有の寒さが激しい時期に深夜業をすることの不安をのべている。食糧については男子勤労学徒に対する食糧増配は一日四勺なのに対して、女子にはその三分の一の一・三勺の割合で、しかも男子と同じ勤労時間と作業に従事している。女子も食欲旺盛な青年期であり、副食品の配給が円滑でなく欠乏しているので、現在並びに将来の身体的影響を憂慮している。現に出勤率が低下しているが、これは疾病によるものが多く、そのなかでも栄養にかんする疾病が相当多い。この上深夜業が加われば胸部疾患に発展する懸念がある。したがって深夜業を実施しても生産増強にならない。食糧と深夜業についての賢察を求めている。食糧問題については、他府県や府内でも軍関係の作業場では考慮されていることを付け加えている。最後にこの要望は、

母性保護の見地からのものであるとしている。学徒が健康で生産増強をあげ、国家の要請にこたえられるよう配慮を求めている。

以上のような内容の要望であるが、あくまで、軍需生産に動員されることへの批判ではなく、それを遂行するうえで条件改善を求めるものである。その論理では母体保護が前面に出されているという特徴がある。この陳情書は当時京都府立女子専門学校の助手をしていた宮田てい氏が、学校当局から頼まれて清書したもののうち、提出したものの控えを持っていたが、それを立命館大学国際平和ミュージアムに寄贈していただいたのである。宮田氏はこの陳情書が提出された後、どうなったかについては、残念ながらわからないことである。

明治大学の例⁵²は、石川島造船に出動したが、寮の環境がわるく、改善を求めたが、会社側は改善を進めないばかりか、心構え如何によって何とでもなるという発言をしたので、総長名で出動学徒入替申請を一九四四年八月一日に文部・厚生両大臣に出し、認めさせている。

慶応義塾大学の例⁵³は、一九四四年六月一六日に日本高周波鋼業の北品川工場から、学生に過酷な労働をしいて、学生主事が改善を要求したがききいれられないので、引き上げている。また豊川の海軍工廠からも空襲がはげしくなり危険がせまったので、慶応義塾大学は引率教員の適切な処置により他校にさがけて引き上げ、大空襲の難を避けることができた。これに対し早稲田大学⁵⁴は監督のために豊川海軍工廠に派遣された教員が、トラブルの生じる管理体制から察して空襲に対して不安を感じたので、工廠に学生の安全を保障するための対策を樹立するよう要望した。しかし、容れられないで、引き下がってしまった。そして八月

七日の空襲で、一五人の早稲田大学学生が亡くなっている。

専修大学の例は、一九四三年度の勤労働員の実情を一九四四年二月に文部省の小笠原体育局長に報告する際に七項目にわたる改善を要望している。その中には、動員中の昼食の処置の工夫をしてほしい、靴の破損がはげしいので、ゴム足袋を配布貸与してほしい、靴が小さいので、十一文ぐらいの大きいものにしてほしい、旅費の支給が月一、二回となっているが、学生の立替の負担が大きいので考慮してほしい、出勤先の決定については民間会社の要請だけでなく、学校の希望も尊重してほしいなどの待遇改善に関するものが多かった。専修大学の場合も、八月一日空襲により板橋の陸軍兵器補給廠で一八名の学生が亡くなっている。

立命館大学の例は、すでに、昨年発行の本紀要創刊号の小西氏の資料紹介にあるものである。⁽⁵⁶⁾立命館専門学校⁽⁵⁶⁾の法学科二年生約五〇人が勤労働員にいた名古屋造船において、食事が豆粕のたくさん入ったご飯だったが、蠅がいっぱいいたかっていて中の方が少し食べられるというひどいもので、会社側と待遇改善の話し合いをしたが、改善されないし、しかも医療施設が不十分で、一人の学生が亡くなった。それに抗議して、学生が自主的に京都へ引き上げた事件である。関係者はストライキの様なものであったと回顧している。学生は一日ほどして代わりに愛知時計へ勤労働員にいくようになった。立命館の場合は、慶応義塾大学や明治大学と違って、教員が引き上げさせたわけではなく、学生が自発的に引き上げたことに特徴がある。

大阪府立生野中学校の場合⁽⁵⁷⁾は、三年生の三クラス約一四〇名が一九四五年五月一四日から、椿本チェーンへ勤労働員にいらっていた。六月七日の大坂空襲の際工場で被爆し、四名の学生が亡くなっている。また付き添いの渋谷俊男先生が、食事の量を多くするなどの待遇改善を会社側にして、認めさせている。その際、

工員の出勤率が三〇パーセントなのに生野中学生は九五パーセントの出勤率であったことを背景に要求を認めさせたということである。同じ生野中学校の三年生の一クラス三三名は、東洋工作所に勤労働員にいつていたが、六月一五日にストライキを企て、大阪駅や十三駅で生徒がさそいあって出社をとめようとした。級長だけは説得に応じなくて出勤したが、他の生徒は皆出社しなかった。しかし空襲があつて会社自体が休みになり、ストは不発に終わった。これは海軍の監督官などと食事が違って、生徒は白米ではなく、大豆がほとんどで、米がちよつとの食事だったことと、労務課長に怒られたことに不満をもったのが原因であつた。

要望には、食事などの改善や安全を求めるものが多かつたといえよう。それほど多くの犠牲をだすほど労働条件も悪く、空襲の危険も多かつたことをあらわしている。しかし要望の仕方は、根本的解決を求める運動を組むことは困難であり、そのようにとられることは弾圧されることを意味しており、国家権力の要請によりよく応えるために、要望するという方法にならざるを得なくさせられていたといえよう。その中でも、大学当局や教員による要望提出や引き上げでなく、学生独自の意思統一により、引き上げたり、休もうとした例があつたことは重視してよいことである。

おわりに

以上いくつかの論点を検討してきたが、あくまで中間的なものであり、まだ知らない事実も多く、解釈の誤りもあると思う。読まれた方のご指摘を受けて、より全面的な考察をすることを今後の課題としたい。またここに取り上げた問題はあくまでごく一部にすぎない。学徒出陣した人たちが軍隊でどんな扱いをされた

か、どんな思いを持っていたか、など今回取り上げられなかった問題も多く、同じく今後の課題としたい。

なお、特別展開催やこの論考をまとめるにあたって、立命館大学の卒業生やその家族の方をはじめ、立命館大学図書館・立命館大学百年史編纂室・大阪市立大学大学史資料室・明治大学歴史編纂室・早稲田大学大学史編纂所などの機関、岩井忠熊・掛谷宰平・小山仁示・佐藤能丸・白井厚・福井淳などの方がたから、資料提供やご教示をいただいた。ここで厚くお礼を申し上げます。

注

- (1) 福間敏矩著『学徒動員・学徒出陣』資料、八一―八三頁
- (2) 『週報』一九四三年一月三日号
- (3) 『近代日本教育制度史料』七卷、二四―二六頁
- (4) 『近代日本教育制度史料』七卷、三〇―三三頁
- (5) 『官報』一九四三年一〇月二日付け
- (6) 『週報』一九四三年一〇月一三日号
- (7) 福間敏矩著『学徒動員・学徒出陣』資料、八七―八八頁
- (8) 「仮卒業者に対する取扱いに関して」明治大学歴史編纂室蔵
- (9) 田尻博一氏蔵
- (10) 福居三朗氏蔵

- (11) 大阪市立大学大学史資料室蔵
- (12) 「学報」一九四三年分、大阪市立大学大学史資料室蔵、『大阪市立大学百年史』全学編上巻、二〇二頁
- (13) 立命館大学百年史編纂室蔵
- (14) 『明治大学百年史』二巻六八八頁
- (15) 『専修大学百年史』下巻二二九四―二二九九頁
- (16) 『近代日本教育制度史料』七巻、二二二―二二四頁
- (17) 『近代日本教育制度史料』七巻、二三〇―二三四頁
- (18) 『明治学院百年史』三七九頁
- (19) 『法令全書』
- (20) 『関西学院七十年史』三三三―三三五頁
- (21) 『立命館創立五十年史』五六九―五七一頁
- (22) 『早稲田大学百年史』四巻二二頁
- (23) 鈴木元編著『像とともに未来を守れ』七〇―七二頁
- (24) 『立命館八十五年史資料集』一集、一一―一三頁
- (25) 『立命館八十五年史資料集』二集、二二―二六頁
- (26) 『立命館八十五年史資料集』一集、一〇―一一頁
- (27) 『立命館八十五年史資料集』八集、三〇―三五頁

- (28) 『立命館八十五年史資料集』一集、一一三頁
- (29) 『大阪市立大学百年史』全学編上巻、二一八―二二〇頁
- (30) 『関西大学百年史』通史編上巻、八八三頁
- (31) 『官報』一九四三年一〇月二〇日付け
- (32) 『朝日新聞』一九四三年一〇月二〇日号
- (33) 『京都帝国大学新聞』一九四三年一月二〇日号
- (34) 『朝日新聞』一九四三年一月一五日号
- (35) 『朝日新聞』一九四三年一月二二日号
- (36) 『朝日新聞』夕刊、一九四三年一月三〇日号
- (37) 一九九三年一〇月一九日『学徒出陣』五〇周年を考える夕べ」における、小山仁示氏講演「学徒出陣・学徒動員・学童疎開」
- (38) 『創立七十周年記念 早稲田大学アルバム』七一頁
- (39) 『早稲田大学新聞』一九四四年一月二〇日号
- (40) 『専修大学百年史』下巻一三〇〇―一三〇二頁
- (41) 『明治学院百年史』三八四―三八七頁
- (42) 『同志社百年史』資料編二、一七〇〇―一七〇二頁
- (43) 『朝日新聞』一九四三年一月二二日号

- (44) 『朝日新聞』一九四三年一月二六日号
- (45) 『京都帝国大学新聞』一九四三年一月二〇日号
- (46) 『明治大学百年史』二卷六八六―六八七頁と『図説中央大学』一一一頁
- (47) 『明治大学百年史』二卷六八七頁
- (48) 教務課作成「退学・除名・兵休・復学整理簿」立命館大学百年史編纂室蔵
- (49) 『玄海灘』四号、二二―二六、五二―五五頁
- (50) 『関西大学百年史』通史編上巻、八五七―八六一頁
- (51) 「陳情書」立命館大学国際平和ミュージアム蔵
- (52) 『明治大学史紀要』八号二九―三一頁
- (53) 『慶応義塾百年史』中巻後、九六二―九六七頁
- (54) 『早稲田大学百年史』四巻一三四―一三七頁
- (55) 『専修大学百年史』下巻二二八〇―二二八四頁
- (56) 『立命館百年史紀要』一号、小西康夫「史料紹介」昭和十九年八月 中京方面出動学徒勤労状況視察報告 立命館」。
小西氏はこの紹介の解題で、明治大学と慶応義塾大学の例をすでに取り上げている。
- (57) 『朋友の碑』三一四一、七二―八七、一〇五―一三八頁

(立命館大学国際平和ミュージアム勤務)